



# 三重県公報

令和6年7月23日 (火)

第 534 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
告 示			
520	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	2
521	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	4
522	同件	(同)	4
523	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	11
524	同件	(同)	11
525	同件	(同)	12
公 告			
	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	(農地調整課)	12
	公共測量が終了した旨の通知	(公用地課)	13
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	13
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を中止する旨	(警察本部)	13

## 告示

## 三重県告示第 520 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 7 月 23 日

三重県知事 一見勝之

## 第 1

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

## 第 2

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

## 第 3

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

度会郡大紀町（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

#### 第 4

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

度会郡大紀町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大紀町役場に備え置いて縦覧に供します。)

#### 第 5

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥羽市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供します。)

#### 第 6

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

度会郡南伊勢町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 521 号**

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定による保安林の指定施業要件を変更する旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 7 月 23 日

三重県知事 一見勝之

1 通知することができない者の氏名

株式会社板谷組

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町川上字小玉 534、542 から 545 まで、551、555、556、558、559、字白目タワ 541、字足谷 562

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

**三重県告示第 522 号**

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 6 年 7 月 23 日

三重県知事 一見勝之

第 1

1 通知することができない者の氏名

稻垣 光男

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

稻垣 良典

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字ヒヨハタ 1124 の 22、字古垣内 1125 の 12
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 3

## 1 通知することができない者の氏名

清水 文雄

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

## 第 4

## 1 通知することができない者の氏名

高山 亀久生

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

## 第 5

## 1 通知することができない者の氏名

近沢 正信

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 第 6

- 1 通知することができない者の氏名

福山 勇

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 第 7

- 1 通知することができない者の氏名

前川 直

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字庵ノ谷 1115 の 12

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

#### 第 8

- 1 通知することができない者の氏名

三谷 熊次郎

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 9

1 通知することができない者の氏名

向出 尚巳

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字庵ノ谷 1115 の 12

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 10

1 通知することができない者の氏名

山川 三郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

第 11

1 通知することができない者の氏名

若林 栄十郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字瀧谷 1130 の 3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

第 12

- 1 通知することができない者の氏名

若林 勝治

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字瀧谷 1130 の 3

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

第 13

- 1 通知することができない者の氏名

若林 茂市

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字瀧谷 1130 の 3

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

第 14

- 1 通知することができない者の氏名

若林 武生

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字瀧谷 1130 の 3

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 15

- 1 通知することができない者の氏名  
若林 勉
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字庵ノ谷 1120、1121、字ヒヨハタ 1124 の 13、1124 の 23、字古垣内 1125 の 2、1125 の 13
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 16

- 1 通知することができない者の氏名  
若林 トシ
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字庵ノ谷 1118 の 1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

## 第 17

- 1 通知することができない者の氏名  
若林 敏生
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 25
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 18

1 通知することができない者の氏名

若林 隆吉

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字ヒヨハタ 1124 の 28、1124 の 34、字古垣内 1125 の 16、1125 の 23、1125 の 26

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画  
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 19

1 通知することができない者の氏名

渡辺 一夫

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 24

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画  
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 20

1 通知することができない者の氏名

渡辺 清五郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 25

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画  
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

## 第 21

- 1 通知することができない者の氏名  
渡辺 剛

## 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美里町穴倉字古垣内 1125 の 26

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

---

## 三重県告示第 523 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により桑名市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 7 月 23 日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシティ星川ショッピングセンター

桑名市星川 785 番地

- 2 桑名市から聴取した意見

意見無し

- 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 7 月 23 日から同年 8 月 23 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

## 三重県告示第 524 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により東員町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 7 月 23 日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール東員

員弁郡東員町大字長深字抜井 267-1 番地 ほか 321 筆

- 2 東員町から聴取した意見

意見無し

- 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

- 4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年7月23日から同年8月23日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第525号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和6年7月23日

三重県知事 一見勝之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランドN e w松阪店

松阪市久米町1030番地1

2 松阪市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場出入口付近における交通事故防止のため、必要に応じて警備員を配置する等の措置を執ること。

(2) その他の事項

店舗出入口や駐車場等において青少年の溜まり場となることを抑止するため、店舗内に加え駐車場内においても、従業員等による巡回パトロールの実施のほか、防犯カメラを適切な場所へ設置し、犯罪抑止措置を執ること。特に、夜間の防犯対策等に関して、安全対策等の設備充実について更なる配慮を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和6年7月23日から同年8月23日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

### 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人三重県農林水産支援センターから農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請がありましたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告します。

令和6年7月23日

三重県知事 一見勝之

1 申請に係る農地の所在等

所在及び地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )
津市木造町字狭間2125番1	田	957
〃 〃 〃 2137番	田	1,983
〃 〃 〃 2138番	田	1,983

2 申請に係る農地の利用の現況

対象農地は公告日現在、耕作の目的に供されておらず、今後も耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人三重県農林水産支援センターから借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及び支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)	支払の方法
令和6年11月22日	5か年	123,075円	農地を利用する権利の始期までに津地方法務局に補償金を供託する。

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年8月6日

## (2) 提出先

三重県津農林水産事務所農政室地域農政課

## (3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 7 月 10 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 6 年 7 月 23 日

三重県知事 一見勝之

## 1 作業種類

公共測量（数値図化）

## 2 作業地域

度会郡南伊勢町の一部

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 7 月 23 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 7 月 8 日	三重郡川越町大字北福崎字宮下 441 ほか 1 筆	三重郡朝日町大字繩生 342-1 株式会社高橋地所 代表取締役 高橋 松太郎
令和 6 年 7 月 10 日	三重郡川越町大字北福崎字宮下 415-2 ほか 1 筆	愛知県一宮市東出町 7-1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江崎 豪治
令和 6 年 7 月 11 日	員弁郡東員町大字鳥取字蔵水 2151-2 ほか 2 筆	員弁郡東員町大字鳥取 2151 岩田 次男
令和 6 年 7 月 11 日	いなべ市員弁町大泉字野中 1281-1 ほか 3 筆及び西方 字宮之東 799-1 ほか 1 筆	東京都千代田区二番町 8-8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松 文彦

## 特定調達公告

令和 6 年 3 月 29 日付け三重県公報第 502 号で公告した下記の一般競争入札を中止します。

令和 6 年 7 月 23 日

三重県警察本部長 難波正樹

## 1 中止する一般競争入札の業務名

車両検査支援システムのデータ通信回線契約

## 2 中止する理由

入札参加者がいないため。

## 3 Summary

This is a notification of the cancellation of the bid announcement which was issued on March 29, 2024  
please see below for details.

## (1) Subject matter of the project:

Vehicle Investigation Support System Data Communication Contracts

(2) Reason for the cancellation:

Because there are no bidders

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---